

第91期定時株主総会招集ご通知

日時 2025年6月25日(水曜日)
午前10時 (受付開始予定：午前9時)

場所 東京都昭島市つつじが丘一丁目1番109号
フォスター電機株式会社 1階大ホール

目次

第91期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役8名選任の件	
第4号議案 監査役1名選任の件	
第5号議案 取締役及び執行役員に 対する株式報酬制度の 一部改定の件	
事業報告	31
1. 企業集団の現況に関する事項	
2. 会社の株式に関する事項	
3. 会社役員に関する事項	
4. 会計監査人の状況	
連結計算書類	51
計算書類	53
監査報告書	55

〈証券コード 6794〉

2025年6月3日

株主各位

東京都昭島市つつじが丘一丁目1番109号

フォスター電機株式会社

代表取締役社長CEO 岸 和 宏

第91期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第91期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

■ 当社ウェブサイト

https://www.foster.co.jp/investors/shareholder_info/meeting.html



■ 東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「フォスター電機」または「コード」に当社証券コード「6794」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

■ 株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/6794/teiji/>



議決権行使につきましては、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、5頁から6頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2025年6月24日（火曜日）当社営業時間終了の時（午後5時15分）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都昭島市つつじが丘一丁目1番109号
フォスター電機株式会社 1階大ホール

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
- 1 第91期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第91期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役8名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の一部改定の件

4. その他

- (1) 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する株主1名を代理人として本株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (3) 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ・事業報告の「会社の体制及び方針」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」なお、当該書面に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- (4) インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

- (5) 議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (6) 当日、当社役職員はノーネクタイの軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承ください。
- (7) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記のインターネット上の当社ウェブサイト、東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）及び株主総会資料掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- (8) 英文による招集ご通知は
(<https://www.foster-electric.com/investors/meeting/index.html>) に掲載しております。

以 上

ライブ配信についてのご案内

当日株主総会会場にご来場されない株主様も、株主総会の様子をご覧いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。

ライブ配信では議決権の行使や質問、動議を行うことはできません。

インターネット等・書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

以下のウェブサイトからご視聴ください。

配信日時	2025年6月25日（水曜日）午前10時～株主総会終了時刻まで 配信ページは、株主総会開始30分前（午前9時30分）頃よりアクセス可能です。
ライブ配信URL	https://www.virtual-sr.jp/users/foster2025/login.aspx 
ID	株主番号（議決権行使書用紙に記載）
ライブ配信パスワード	省略

ご留意事項

- ・ご視聴は、株主様ご本人に限定させていただきます。
- ・ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
- ・当社ウェブサイトやライブ配信をご視聴いただくための通信料につきましては、各個人のご負担となります。
- ・快適にご視聴いただくために、スマートフォンやタブレットでのご視聴は、Wi-Fi環境を推奨いたします。
- ・撮影は会場後方からのみ行い、ご出席株主様の容姿は映らないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。また、総会会場でご質問、ご発言される株主様の音声はライブ配信されません。あらかじめご了承ください。
- ・撮影、録画、録音、保存及びSNS等での公開はご遠慮ください。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.foster.co.jp/>）にてお知らせいたします。
- ・本定時株主総会の一部を当社ウェブサイトですら配信いたします。ご視聴の際は、上記ライブ配信パスワードが必要となります。

ライブ配信の画面操作、視聴不具合等に関するお問い合わせ先

T E L : 042-546-2305

受付時間：平日9：00～12：00、13：30～17：00

ただし、株主総会当日は9：30～株主総会終了時刻まで

※視聴不具合等に関するお問い合わせとなります。

それ以外のお問い合わせに関しては、お答えしかねますのであらかじめご了承ください。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください（ご捺印は不要です。）。

日時 2025年6月25日（水曜日）午前10時（受付開始予定：午前9時）

場所 東京都昭島市つつじが丘一丁目1番109号
フォスター電機株式会社 1階大ホール

インターネット等で議決権を行使される場合



次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限 2025年6月24日（火曜日）午後5時15分まで

同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。

- ① インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- ② パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- ③ インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

郵送で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2025年6月24日（火曜日）午後5時15分到着分まで

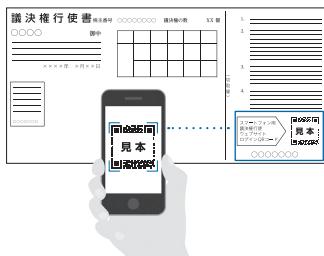
議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

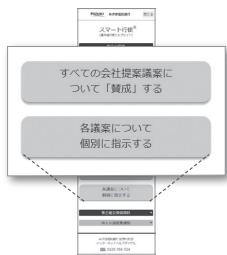
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

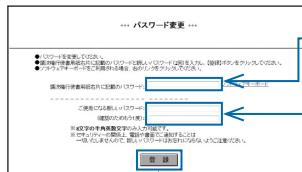
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、企業価値の向上を経営課題とし、業績に対応した利益配分と長期的な視野に立った内部留保の充実との調和を図りながら、総合的に株主利益の向上を図ることを基本方針といたしております。

当期の期末配当金につきましては、当期の業績及び経営環境等を総合的に勘案しつつ、株主の皆様のご支援にお応えするため、1株当たり40円といたしたいと存じます。これにより、当期の年間配当金は、中間配当金1株当たり20円と合わせて、1株当たり60円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 40円 総額 896,515,960円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2025年6月26日

1. 変更の理由

取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築すること、および株主の皆さまからの信任の機会を増やすことを目的として、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>

第3号議案

取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別	属性	取締役会出席率 (出席状況)	就任 年数
1	 岸 和 宏	男性	再任	100% (12回中12回)	16年
2	 望 月 昭 人	男性	再任	100% (12回中12回)	2年
3	 三 浦 広 貴	男性	再任	100% (12回中12回)	4年
4	 高 原 泰 秀	男性	再任	100% (10回中10回)	1年
5	 金 井 直 樹	男性	再任	100% (10回中10回)	1年
6	 松 本 みのる 実	男性	再任 社外 独立	100% (12回中12回)	10年
7	 中 条 かおる 薫	女性	再任 社外 独立	100% (12回中12回)	4年
8	 江 連 よし と 人	男性	新任 社外 独立	—	—

新任 新任取締役候補者
 再任 再任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

取締役のスキルマトリックス

当社は、持続的な成長に向けた実効性のある企業統治体制を確立するため、幅広い事業経験及び多岐にわたる高度な専門性、知識を有する取締役を選任しております。

第3号議案が原案どおりに承認可決された場合の取締役のスキルマトリックスは次のとおりです。

氏名	企業経営	海外経験・グローバルビジネス	営業・マーケティング	モノづくり(生産・品質)	技術・開発	ファイナンス	法務・リスクマネジメント	環境含むサステナビリティ	IT・DX	業界知識
岸 和宏 かしわら	●	●	●					●		●
望月昭人 もちつきあきひと	●	●	●			●	●	●	●	
三浦広貴 みうらひろき	●	●		●	●			●		●
高原泰秀 たかはらやすひで		●	●					●		●
金井直樹 かないなおき	●	●	●	●				●		●
松本 実 まつもとみ		●				●				
中条 薫 ちゆうじょうかおる	●	●			●			●	●	
江連淑人 えづれよしと	●	●	●							●

【スキルマトリックス各項目の選定理由】

スキル項目	選定理由
企業経営	多岐にわたるビジネスにおける機会とリスクを評価・判断し、適切な投資等を通じて持続的成長を実現するため、様々な事業環境の変化に対応しうる豊富なマネジメント経験や、企業経営に関する確かな知識・経験・実績や他分野も含めた俯瞰的な視点等のスキルが必要である。
海外経験・グローバルビジネス	事業領域のグローバルな持続的拡大に向け、多様な価値観や文化への理解に基づく業務執行の適切な監督・推進をするため、その知識、経験が必要である。
営業・マーケティング	事業環境の変化や多様化する顧客ニーズの変化を的確に捉え、顧客視点に立った提案営業による付加価値提供により、顧客満足と持続的な企業価値向上を実現させるためには、マーケティング活動・営業戦略に関する知識、経験が必要である。
モノづくり(生産・品質)	付加価値の高い製品開発に加え、安心・安全な製品を安定供給するためには、生産・品質管理体制の構築が欠かせないことから、生産・品質管理における知識・経験が必要である。
技術・開発	先進技術を取り入れた安心・安全・快適性能をあわせ持つ高品質の製品を開発するためには、様々なイノベーションの推進実績や、技術・品質・環境分野での確かな知識・経験が必要である。
ファイナンス	強固な財務基盤を構築し、持続的な企業価値向上に向けた財務戦略を立案し実行するためには、財務・ファイナンス分野における確かな知識・経験が必要である。
法務・リスクマネジメント	持続的な企業価値向上の基盤である適切なガバナンス体制を確立するとともに、安心・安全な製品の安定的な開発・製造・供給を実現するためには、リスク管理やコーポレート・ガバナンス、法律の各分野における確かな知識・経験が必要である。
環境含むサステナビリティ	持続可能な社会の実現に向けて、ESG経営に基づきサステナビリティ活動を推進することで社会課題の解決を図るとともに、それを収益機会と捉え事業活動に組み込み持続的成長に繋げるためには、ESG・サステナビリティ分野での確かな知識や経験が必要である。
IT・DX	事業環境の変化に対応し、持続的な成長及び企業価値向上を図るには、全社的なDXの推進による事業や働き方の変革に加え、サイバー攻撃対策を含む情報インフラの整備に向けた先進情報技術の活用等も欠かせないことから、IT・DX分野における知識・経験が必要である。
業界知識	事業環境が大きく変化し、不確実性が高まる中、市場の変化を先取りした事業戦略を策定・推進し、持続的な企業価値向上を実現させるためには、業界に関する広範かつ深い知識・経験が必要である。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	 <p data-bbox="288 606 436 662"> きし かずひろ 岸 和宏 </p> <p data-bbox="264 672 462 697">(1964年3月7日生)</p> <p data-bbox="303 709 424 734"> 再任 男性 </p> <p data-bbox="246 752 420 777"> ■取締役会出席率 </p> <p data-bbox="270 783 477 807">100% (12回中12回)</p>	<p>1986年 3月 当社入社</p> <p>2002年10月 当社IT機器本部営業部次長</p> <p>2003年 4月 当社IT機器本部営業部長</p> <p>2004年 4月 当社営業本部第2営業部長</p> <p>2006年 2月 当社執行役員 HP本部副本部長</p> <p>2007年 2月 当社執行役員 HP事業本部副本部長</p> <p>2008年12月 当社執行役員 モバイルオーディオ事業本部副本部長</p> <p>2009年 6月 当社取締役 モバイルオーディオ事業本部副本部長</p> <p>2010年 6月 当社取締役 モバイルオーディオ事業本部長代行</p> <p>2011年 4月 当社取締役 営業本部長</p> <p>2013年 4月 当社取締役 MA事業本部長</p> <p>2014年 6月 当社常務取締役 MA事業本部長</p> <p>2017年 4月 当社常務取締役 新規事業開発本部長 兼 営業統括</p> <p>2019年 8月 当社常務取締役 営業本部長 兼 営業統括</p> <p>2020年 4月 当社常務取締役 営業本部長 兼 営業統括 兼 米州担当</p> <p>2023年 6月 当社代表取締役社長CEO (現任)</p>	14,000株

【取締役候補者とした理由】

同氏は、長年営業部門の責任者を務め、当社グループの営業を統括しパートナー戦略を推進しております。また、8年間にわたる米国勤務時に大手顧客を開拓する等により現在のモバイルオーディオ事業の礎を築いたのをはじめ、新規事業の構築・発展にも尽力し、企業価値向上に貢献しております。これら営業を主とする豊富な経験と見識により、取締役会の機能向上にも貢献しております。以上の理由から、当社の持続的な成長及び企業価値向上の実現に適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	 <p>もちづき あきひと 望月 昭人 (1966年2月19日生) 再任 男性 ■取締役会出席率 100% (12回中12回)</p>	1988年 4月 株式会社富士銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行	13,100株
		2003年 3月 株式会社みずほ銀行 神田支店副支店長	
		2006年 1月 同行 経営企画部次長	
		2010年10月 同行 甲府支店長	
		2013年 4月 株式会社みずほ銀行 兼 株式会社みずほコーポレート銀行e-ビジネス営業部長	
		2013年11月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 兼 株式会社みずほ銀行コンプライアンス推進部第一部長	
		2015年 4月 同 企画管理部長	
		2017年 4月 同 執行役員企画管理部長	
		2018年 4月 同 常務執行役員/全国銀行協会企画委員長	
		2019年 4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 兼 株式会社みずほ銀行 兼 みずほ信託銀行株式会社 常務執行役員/内部監査グループ長	
		2020年 4月 株式会社みずほ銀行 理事	
		2020年 6月 みずほ総合研究所株式会社 常勤監査役	
		2021年 4月 株式会社みずほ銀行 理事	
		2021年 5月 当社顧問	
		2021年 7月 当社上席執行役員 グローバルコーポレートサポート本部長	
2021年10月 当社上席執行役員 グローバルコーポレートサポート本部長 兼 経営管理本部長			
2022年 4月 当社上席執行役員CFO グローバルコーポレートサポート本部長			
2023年 6月 当社常務取締役CFO グローバルコーポレートサポート本部長			
2024年 4月 当社取締役副社長CFO グローバルコーポレートサポート本部長 (現任)			

【取締役候補者とした理由】

同氏は、金融機関で培った経験を活かしCFO (最高財務責任者) の立場としてコーポレート部門の高度化を図るなど企業価値向上に貢献しております。また、CFOとして財務視点での経営課題抽出・対応はもとより、コーポレートガバナンス体制の強化に尽力するなど取締役会の機能向上に貢献できると判断しております。以上の理由から、当社の持続的成長及び企業価値向上の実現に適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3		<p>1985年 4月 当社入社 2003年 4月 当社CAR機器本部技術部次長 2006年 2月 当社SP本部第2技術部長 2008年 5月 フォスターエレクトリックCo., (ホンコン)Ltd. 取締役 2010年 7月 当社モバイルオーディオ事業本部副本部長 2011年 4月 当社技術本部副本部長 2013年 1月 当社品質保証センター副センター長 兼 MA品質保証部長 2013年10月 フォスターベトナムGeneral Director 2014年11月 フォスターベトナムChairman 兼 General Director 2018年 6月 当社SP事業本部副本部長/マイスター 2018年10月 当社SP事業本部副本部長 兼 技術統括 2019年 4月 当社執行役員 SP事業本部副本部長 兼 技術統括/フェロー 2019年 8月 当社執行役員 技術本部長 兼 技術統括/フェロー 2021年 6月 当社取締役 技術本部長 兼 技術統括/フェロー 2023年 6月 当社常務取締役 技術本部長/フェロー 2024年 4月 当社専務取締役 技術本部長/フェロー (現任)</p>	12,900株
	<p>みうら ひろき 三浦 広貴 (1963年3月17日生)</p>		
	<p>再任 男性</p>		
	<p>■取締役会出席率 100% (12回中12回)</p>		

【取締役候補者とした理由】

同氏は、長年技術部門に関わり、当社グループの技術・開発体制を統括し、企業価値向上に貢献しております。また、米国、中国及びベトナムでの豊富な海外経験と見識により、取締役会の機能向上への貢献が期待できます。以上の理由から、当社の持続的な成長及び企業価値向上の実現に適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	 <p data-bbox="269 606 459 697"> たかはら やすひで 高原 泰秀 (1962年4月6日生) </p> <p data-bbox="300 707 429 733"> <input type="checkbox"/> 再任 <input checked="" type="checkbox"/> 男性 </p> <p data-bbox="246 752 477 805"> ■取締役会出席率 100% (10回中10回) </p>	<p>1985年 4月 当社入社</p> <p>2001年 2月 当社CAR機器本部営業部次長</p> <p>2003年 4月 当社CAR機器本部営業部長</p> <p>2003年 9月 当社CAR機器本部営業部長 兼 中部営業所所長</p> <p>2008年12月 当社スピーカ事業本部AVCBUビジネスユニット長</p> <p>2010年10月 フォスターエレクトリックCo., (ホンコン) Ltd. 取締役</p> <p>2013年 4月 当社SP事業本部副本部長 兼 SP生産管理部長</p> <p>2016年 4月 当社SP事業本部副本部長 兼 SP第2営業部長 兼 スピーカ生産管理部長</p> <p>2017年 4月 当社執行役員 SP事業本部副本部長 兼 スピーカ生産管理部長</p> <p>2019年 8月 当社執行役員 営業本部車載SP統括</p> <p>2020年 4月 当社執行役員 営業本部全社車載SP統括 兼 アジア担当</p> <p>2020年 7月 当社上席執行役員 営業本部車載ビジネス統括 兼 アジア担当</p> <p>2023年 6月 当社上席執行役員 営業本部長 兼 アジア統括</p> <p>2024年 6月 当社常務取締役 営業本部長 兼 アジア統括 (現任)</p>	4,300株

【取締役候補者とした理由】

同氏は、長年営業部門に関わり、当社グループの営業体制を統括し、企業価値向上に貢献しております。また、営業を主とする豊富な経験と見識に加え、香港での豊富な海外経験と見識により、取締役会の機能向上への貢献が期待できます。以上の理由から、当社の持続的な成長及び企業価値向上の実現に適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	 <p>かない なおき 金井 直樹 (1962年11月1日生)</p> <p>再任 男性</p> <p>■取締役会出席率 100% (10回中10回)</p>	<p>1986年 3月 当社入社 2002年 9月 フォスター エレクトリックCo., (ホンコン) Ltd. 営業部第1 営業部長 2006年11月 当社管理本部経営企画室ベトナムプロジェクト 2007年 4月 フォスター エレクトリック (ベトナム) Co., Ltd. 生産管理部長 2008年 4月 フォスター エレクトリック (ベトナム) Co., Ltd. 取締役工場長 2011年 1月 フォスター エレクトリック (ベトナム) Co., Ltd. 社長 2012年 4月 フォスター エレクトリック (ベトナム) Co., Ltd. 会長 兼 社長 2014年11月 当社製造本部副本部長 2015年 3月 当社製造本部副本部長 兼 製造技術部長 2017年 4月 当社執行役員 製造本部副本部長 兼 製造統括部長 2018年 4月 当社執行役員 製造本部長 2018年10月 当社執行役員 製造本部長 兼 製造統括補佐 2022年 4月 当社上席執行役員 製造本部長 兼 製造統括 2023年 6月 当社上席執行役員 製造本部長 2024年 6月 当社取締役 製造本部長 (現任)</p>	15,300株
	<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、長年製造部門に関わり、当社グループの製造体制を統括し、企業価値向上に貢献しております。また、香港及びベトナムでの豊富な海外経験と見識により、取締役会の機能向上への貢献が期待できます。以上の理由から、当社の持続的な成長及び企業価値向上の実現に適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	 <p>まつもと みのる 松本 実 (1957年2月16日生)</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>男性</p> <p>■取締役会出席率 100% (12回中12回)</p>	<p>1983年10月 等松・青木監査法人 (現有限責任監査法人トーマツ) 入社 1987年 3月 公認会計士登録 2012年 9月 有限責任監査法人トーマツ退社 2013年10月 松本実公認会計士事務所開設 (現任) 2014年 6月 三信電気株式会社 社外監査役 2015年 2月 株式会社ジャステック 社外監査役 2015年 6月 当社社外取締役 (現任) 2016年 2月 株式会社ジャステック 社外取締役 (監査等委員) 2021年 3月 東洋インキSCホールディングス株式会社 (現新社名artience株式会社) 社外監査役 2022年 3月 同社社外取締役 (監査等委員) (現任) 2022年10月 税理士法人寺田会計代表社員 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 松本実公認会計士事務所所長 税理士法人寺田会計代表社員 artience株式会社 社外取締役 (監査等委員)</p>	0株
<p>【社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要】</p> <p>同氏は、長年にわたる上場会社の会計監査人や公認会計士としての経験から培われた専門的な知識により、取締役会における経営の監督とチェック機能向上に貢献しております。以上の理由から、当社の持続的な成長及び企業価値向上の実現に適切な人材と判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が社外取締役に選任された場合、上記の専門的な知見を活かして当社の業務執行の監督及び提言していただくこと並びに指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員長として当社の適正なガバナンスの維持・向上に寄与していただくことを期待しております。なお、同氏は過去に社外取締役・社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行されるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	 <p>ちゅうじょう かおる 中条 薫 (1960年11月15日生)</p> <p>再任 社外 独立 女性</p> <p>■取締役会出席率 100% (12回中12回)</p>	<p>1983年 4月 富士通株式会社入社 2000年 3月 株式会社富士通米国研究所 IP Networking Research Senior Researcher 2009年12月 富士通株式会社モバイルフォン事業本部先行開発統括部統括部長 2013年 6月 同社ユビキタスビジネス戦略本部先進開発統括部統括部長 2016年 2月 同社ユビキタスIoT事業本部本部長代理 2017年 4月 同社AIサービス事業本部本部長 2019年 7月 同社ソフトウェア事業本部エグゼクティブディレクター AIアライアンス担当 2020年12月 株式会社SoW Insight設立 代表取締役社長 (現任) 2021年 6月 伊藤忠食品株式会社 社外取締役 (現任) 2021年 6月 当社社外取締役 (現任) 2022年 4月 UBE三菱セメント株式会社 社外取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社SoW Insight 代表取締役社長 伊藤忠食品株式会社 社外取締役 UBE三菱セメント株式会社 社外取締役</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、前職でAI事業の本部長としてDXを推進し、また現職でDE&Iのコンサルティングを提供しているなど当社が今後強化すべき分野における専門的な知見を有しており、取締役会における経営の監督とチェック機能向上に貢献しております。以上の理由から、当社の持続的な成長および企業価値向上の実現に適切な人財と判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が社外取締役に選任された場合、上記の専門的な知見を活かして当社の業務執行の監督及び提言していただくこと並びに指名諮問委員会・報酬諮問委員会のメンバーとして当社の適正なガバナンスの維持・向上に寄与していただくことを期待しております。上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行されるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	 <p>えづれ よしと 江連 淑人 (1959年7月11日生)</p> <p>新任 社外 独立</p> <p>男性</p>	1982年 4月 ソニー株式会社入社 1992年 4月 Sony Hellas S.A. Managing Director 2000年 4月 ソニー株式会社 CNCネットワークカンパニー リチウムイオン事業部長 2004年 3月 Sony Logistics of America, President 2007年 1月 Sony Latin America, Inc. President 2010年 6月 ソニーサプライチェーンソリューション株式会社 代表取締役社長 2012年 6月 ソニー株式会社 業務執行役員 SVP物流本部長 2014年 1月 同社執行役員 ビジネスエグゼクティブ デバイスソリューション事業本部 エナジー事業部長 ソニーエナジーデバイス株式会社 代表取締役社長 2015年 1月 株式会社村田製作所 執行役員 モジュール事業本部 エナジーデバイス事業部長 2017年 9月 株式会社村田製作所 執行役員 モジュール事業本部 エナジーデバイス事業部長 2019年 4月 メタウォーター株式会社 執行役員 海外事業本部 副本部長 2024年 4月 同社エグゼクティブアドバイザー (現任) 2024年 6月 学校法人国際基督教大学 理事 (現任)	1,000株
		(重要な兼職の状況) メタウォーター株式会社 エグゼクティブアドバイザー 学校法人国際基督教大学 理事	

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

同氏は、音響関連のグローバル企業で積み上げた経営経験、海外事業経験から企業経営者としての豊富な業界専門知識と知見を有していることから、当社の持続的な成長及び企業価値向上の実現に適切な人財と判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が社外取締役に選任された場合、上記の専門的な知見を活かして当社の業務執行の監督並びに提言していただくこと及び指名諮問委員会・報酬諮問委員会のメンバーとして当社の適正なガバナンスの維持・向上に寄与していただくことを期待しております。

- (注) 1. 上記各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 取締役候補者 松本 実氏、中条 薫氏及び江連淑人氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 松本 実氏及び中条 薫氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって松本 実氏が10年、中条 薫氏が4年となります。
 4. 責任限定契約について
 当社は、松本 実氏及び中条 薫氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。また、江連淑人氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で同契約を締結する予定であります。
 なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度にいたします。

5. 当社は、岸 和宏氏、望月昭人氏、三浦広貴氏、高原泰秀氏、金井直樹氏、松本 実氏及び中条 薫氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約の内容は、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償するものであり、各候補者の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、江連淑人氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。
6. 当社は、取締役全員が被保険者に含まれる、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者の任期途中である2025年7月1日に当該保険契約を更新する予定であります。
7. 当社は、松本 実氏及び中条 薫氏を東京証券取引所の定めに基づく一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員に指定しており、各氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、江連淑人氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
8. 当社の独立性判断基準
当社は、会社法の社外要件と東京証券取引所の独立性基準の双方に基づいて独立社外役員の独立性を判断しています。また、社外役員の資質として、当社の企業価値向上のために建設的な助言ができる高い専門性と豊富な経験を重視しています。

第4号議案

監査役1名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査役1名を増員することといたしたく、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
 <p>のむら ゆきこ 野村 有季子 (1969年12月24日生)</p> <p>新任 社外 独立</p> <p>女性</p>	1994年 4月 ハイアットリージェンシーオーサカ株式会社入社 2002年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2006年 4月 公認会計士 登録 2008年10月 KPMG LLP Hong Kong事務所出向 2013年10月 フィリップモリスジャパン（合同）入社 2014年 6月 株式会社マネースクエアHD 社外監査役 2021年 4月 長瀬産業株式会社入社 2022年 3月 株式会社ワンキャリア 社外取締役監査等委員（現任） 2023年11月 ユーピーアール株式会社 社外取締役（現任）	0株
	（重要な兼職の状況） 株式会社ワンキャリア 社外取締役監査等委員 ユーピーアール株式会社 社外取締役	

【社外監査役候補者とした理由】

同氏は、公認会計士として監査業務や海外事業に携わり、社外役員としても豊富な経験と専門知識を有しております。また複数の会社で経理、監査、法務に関する経験も有していることから、実効性の高い監査が期待できると判断し、社外監査役として選任をお願いするものです。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、当社は上記理由により社外監査役としての職務を適切に遂行されるものと判断しています。

- (注) 1. 上記監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 上記監査役候補者は、社外監査役候補者であります。
3. 野村有季子氏の戸籍上の氏名は馬場 有季子であります。
4. 責任限定契約について
野村有季子氏が選任された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とします。
5. 野村有季子氏が選任された場合には、当社は同氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結することを予定しております。当該補償契約の内容は、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償するものであります。

6. 当社は、取締役、監査役及び執行役員が被保険者に含まれる、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、上記監査役候補者が監査役に就任した場合には、候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、候補者の任期中である2025年7月1日に当該保険契約を更新する予定であります。
7. 野村有季子氏は、東京証券取引所の定めに基づく一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
8. 当社の独立性判断基準
当社は、会社法の社外要件と東京証券取引所の独立性基準の双方に基づいて独立社外役員の独立性を判断しています。また、社外役員の資質として、当社の企業価値向上のために建設的な助言ができる高い専門性と豊富な経験を重視しています。

《ご参考1》指名諮問委員会について

当社は、取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とする指名諮問委員会を設置しております。

同委員会は、取締役、監査役及び執行役員の指名に関し、期待される要件を審議の上、候補者を推薦することで、取締役、監査役及び執行役員の選任の妥当性及び決定プロセスの透明性の確保に寄与しております。また、社外役員の独立性についても審議しております。

第3号議案及び第4号議案における候補者は、同委員会による審議を経ております。

《ご参考2》社外役員の独立性基準について

当社は、会社法の社外要件と東京証券取引所の独立性基準の双方に基づいて独立社外役員の独立性を判断しています。また、社外役員の資質として、当社の企業価値向上のために建設的な助言ができる高い専門性と豊富な経験を重視しています。

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2017年6月22日開催の第83期定時株主総会において当社の取締役及び執行役員（社外取締役を除きます。以下、「取締役等」といいます。）に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「現行BBT制度」といいます。）の導入についてご承認いただき、現在に至ります（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）。

本議案は、今般、2025年3月を終期とする5か年の中期事業計画目標の達成状況等に応じ、中期事業計画の最終年度分としてポイントが付与されることを勘案し、2025年3月末日で終了した事業年度に関して現行BBT制度に基づき取締役等に付与するポイント数の上限を変更し、これに伴い、取締役等への当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）の給付を行うため、現行BBT制度に基づき設定されている信託（以下「本信託」といいます。）への金銭の追加信託を行うこと（以下、併せて「現行BBT制度増枠」といいます。）について、ご承認をお願いするものであります。

また、従来以上に当社の中長期的な企業価値向上に向けた適切なインセンティブとして機能させるとともに、株主の皆様と価値共有を一層進めることを目的に、現行BBT制度を一部改定し、給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託（BBT-RS（＝Board Benefit Trust-Restricted Stock））」（以下、「本制度」といいます。）へ移行すること、現行BBT制度及び本制度に係る報酬枠を改定すること及びその他所要の変更を行うこと（以下、併せて「本制度改定」といいます。）について、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、原決議同様、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としていること、当社の報酬諮問委員会から、現行BBT制度及び本制度の目的、中長期的な業績向上に向けたインセンティブ付与の効果等を踏まえ、本議案の内容は相当であるとの答申を得ていること、現行BBT制度増枠については、現在の当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（事業報告 3.会社役員に関する事項 (5)取締役及び監査役の報酬等 ■取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項参照）、本制度改定については、本議案を原案どおりご承認いただいた場合に、本定時株主総会終結後の当社取締役会において決議予定の当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（案）（後掲）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本制度改定は、2006年6月22日開催の第72期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額300百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記3.の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

現行BBT制度の対象となる取締役は5名であります。また、第3号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は5名となります。

2. 現行BBT制度増枠について

(1) 取締役等に付与するポイント数の上限の変更

原決議において、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、37,000ポイント（うち取締役分として29,000ポイント）を上限とされておりますが、2025年3月を終期とする5か年の中期事業計画目標の達成状況等に応じ、中期事業計画の最終年度分としてポイントが付与されることを勧告し、2025年3月末日で終了した事業年度に関して現行BBT制度に基づき取締役等に付与するポイント数の合計を、94,000ポイント（うち取締役分として88,000ポイント）を上限とさせていただきたいと存じます。

(2) 本信託への金銭の追加信託（報酬等の額）

上記（1）によるポイント数の上限の変更に伴い、本信託に、50百万円を上限として、追加信託を行うことといたしたいと存じます。当該追加信託は、下記3. による本制度改定後に実施する追加信託（下記3.

（4）参照）と併せて行うことを予定しております。

3. 本制度改定（本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容）について

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が本信託を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める取締役等株式給付規程に従って、当社株式等が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役等が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記4. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、本制度への改定に伴い、本総会終結の時点で在任する取締役等に対して現行BBT制度において付与済みのポイントについては、本議案の承認可決を条件として、本制度におけるポイントに移行することとし、当該取締役等は、本総会終結後における当社所定の時期に、移行後のポイントに基づき、当社株式の給付を受けることとします。当該取締役等に給付される株式についても、上記譲渡制限契約に基づき、譲渡等による処分が制限されることとなります。

(2) 本制度の対象者

当社取締役（社外取締役は、本制度の対象外とします。）及び執行役員（報酬諮問委員会により選定された者）とします。）

(3) 信託期間

2017年8月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、取締役等株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

当社は、現行BBT制度に基づき、株式給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を、本信託が一定期間先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定しております。当社は、原決議により承認を受けた範囲内で、信託期間開始時（2017年8月）に、2018年3月末日で終了した事業年度から2020年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度を対象として当社の取締役等への株式給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、218,892,000円を本信託に拠出してあります。その後、2022年2月に50,000,000円、2024年2月に68,922,000円を本信託に追加拠出してあります。本信託の信託財産内に残存する当社株式及び金銭は、本議案の承認可決による制度改定後、現行BBT制度及び本制度に基づく給付の原資に充当することとします。

本議案をご承認いただくことを条件として、現行BBT制度を本制度に改定し、2026年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間及び当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示します。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり80,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は240,000株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示します。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、取締役等株式給付規程に基づき役位を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、80,000ポイント（うち取締役分として60,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数600個の発行済株式総数に係る議決権数223,975個（2025年3月31日現在）に対する割合は約0.27%です。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、下記（7）の受益権確定時までに当該取締役に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイント数を、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)により定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、取締役等株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、原則として退任時に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記4. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、報酬諮問委員会が、取締役等としての職務の懈怠、その他法令違反行為(職務遂行上のものに限られない)があったと認める場合等は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。)を基礎とします。また、取締役等株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、取締役等株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、取締役等株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

4. 取締役等に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

取締役等が本制度に基づき、在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において取締役等が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

① 譲渡制限の内容

取締役等は、当社株式の給付を受けた日から当社における役員たる地位の全てを退任する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

③ 譲渡制限の解除

取締役等が、当社における役員たる地位の全てを正当な理由により退任又は死亡により退任した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること

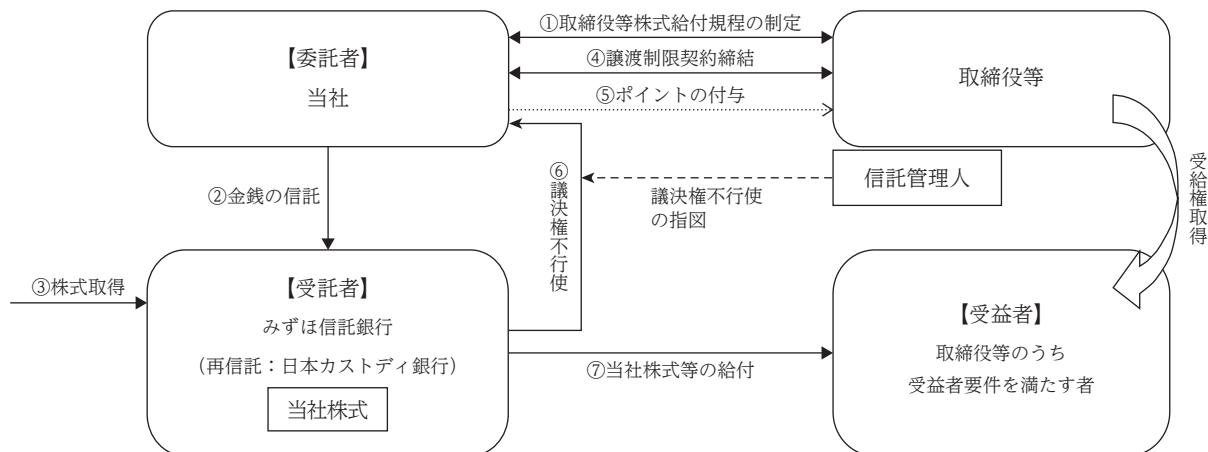
④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役等が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容とします。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、取締役等株式給付規程を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 取締役等は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、取締役等株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、毎年一定の時期に取締役等のうち取締役等株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が取締役等株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、退任時に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

【ご参考：取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（案）】

1.基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬（以下、「業績報酬」と称する）及び役位に応じた株式報酬（以下、「役位別株式報酬」と称する）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみを支払うものとする。

2.基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

基本報酬は、毎月一定額を固定的に支給する現金報酬とし、報酬内規に役位ごとの金額を定めるものとする。報酬内規に定めた基本報酬は、定期的にベンチマーク調査を実施し、業種や企業規模等も勘案し、役位別に報酬水準の妥当性を検証し決定するものとする。

3.業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

《業績連動報酬（業績報酬）》

業績報酬は、単年度の業績達成度に応じて支給額が変動する現金報酬とし、下記決定方法に基づき決定された各取締役の業績報酬の合計金額を年額として、毎月案分して支給するものとする。業績に対する責任を明確にするため、連結営業利益を基本的な指標とする。

業績報酬の金額の決定方法については、まず、当社連結営業利益にあらかじめ定めた役員区分別の利益分配率を乗じ、全社業績貢献分としての業績報酬基準額を算出する。

さらに、代表取締役を除く、全社内取締役につき、非財務的な貢献度やコンプライアンスへの取り組みなどの個人別定性評価を実施し、業績報酬を加減算することで最終的な業績報酬の金額を算出するものとする。

なお、個人別の定性評価に基づく加減算は、CEOが各社内取締役より提出された自己評価票をレビューした上で各社内取締役の加減算案を報酬諮問委員会に提案し、同委員会において決定するものとする。

《役位に応じた株式報酬（役位別株式報酬）》

役位別株式報酬は、役位に応じて交付株式数を決定する信託型の株式報酬とする。株式報酬とすることで、株主と価値共有を図り、中長期的な企業価値向上を目指すインセンティブとして機能することを目指す。

役位別株式報酬による交付株式数の決定方法については、毎年、役位に応じたポイントを各取締役に付与することとする。

なお、株式報酬にかかる株式の実際の交付は、毎年一定の時期とし、当社における役員たる地位の全てを退任するまでの間、譲渡等による処分が制限される。

4.金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬は、基本報酬（金銭報酬）、業績連動報酬（金銭報酬）、株式報酬（非金銭報酬等）とし、報酬諮問委員会において種類別の報酬割合及び取締役の個人の報酬割合の検討を行う。取締役会は報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された報酬等の内容を決定することとする。

5.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の公正かつ透明性ある報酬の決定や処遇等を図るべく、取締役の報酬体系・基準・方針及び個人別の報酬内容については、取締役会より委任をうけた報酬諮問委員会が、株主総会決議による報酬限度額及び報酬内規で定める範囲内で決定することとする。

報酬諮問委員会を構成する各委員は、取締役及び社外取締役等より定め、その員数は、7名以内とする。

なお、同委員会の権限が適切に行使されるようにするための措置として、同委員会の委員長は独立社外取締役より選任され、副委員長は委員長が任命する。加えて同委員会が適切に運営されているかを担保するため監査役がオブザーバーとして出席することとする。

6.社外取締役の報酬

監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみを支払うものとする。当該基本報酬は、報酬諮問委員会で各社外取締役の年額を決定し、毎月案分して支払うものとする。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期における世界経済は、紛争、政権交代等の地政学リスクの高まりが継続する状況下、日本の政策金利は引上げられる一方、先進国では断続的に利下げが行われ、為替相場は大きく変動し、中国経済の減速懸念、異常気象等、先行き不透明な状況が続きました。

当社グループが注力する自動車関連市場では、電気自動車（EV）へのシフトが減速する等、市場全体でも自動車販売が伸び悩む中、当社グループは長年培ってきた車載向けスピーカの品質を強みとして、車載関連ビジネスの受注を増やすことに注力しました。また、需要予測の精度を高め、最適な生産体制と在庫量の保持に努め、原価改善施策も継続的に推進しました。

以上の結果、当期連結業績における売上高は137,607百万円（前期比12.4%増）、営業利益は6,796百万円（前期比54.0%増）、経常利益は7,726百万円（前期比79.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,902百万円（前期比69.3%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

スピーカ事業

前期に発生した一部顧客における在庫調整が無くなり、また中国において一部の自動車メーカー向けのスピーカ販売が好調だったこと等から、売上高は114,521百万円（前期比15.5%増）となりました。損益面では利益率の高いスピーカ販売が増加したことおよび継続的な原価改善策の結果、営業利益は6,362百万円（前期比50.8%増）となりました。

モバイルオーディオ事業

民生用のアクチュエータが計画を上回る出荷となった一方、車載用ヘッドホンの販売減少等により、売上高は12,893百万円（前期比9.2%減）となりました。これに対し、損益面では、売上減少影響あるも利益率の高い製品の販売でカバーしたこと等から、営業利益は641百万円（前期比5.6%増）となりました。

その他事業

小型音響部品事業、「フォステクス」ブランドの製品を含むその他事業は、接近通報音スピーカ等の販売が堅調だったことから、売上高は10,192百万円（前期比12.3%増）となりました。一方、損益面では、前期から取り組んでいる構造改革における在庫処理等の影響により、207百万円の営業損失（前期は営業損失412百万円）となりました。

（注）上記セグメント別の売上高は、セグメント間取引消去後の数値で記載しています。

スピーカ事業	車載用スピーカ・スピーカシステム、テレビ用スピーカ等の製造・販売
モバイルオーディオ事業	ヘッドホン・ヘッドセット、イヤホンドライバおよび振動アクチュエータ等の製造・販売
その他の事業	接近通報音用スピーカ、車両緊急通報システム用スピーカ、「フォステクス」ブランド製品の製造・販売等

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当期中における設備投資額は3,816百万円で、主な投資は、ベトナムでの省力化設備等です。これらの所要資金につきましては、自己資金、借入金をもって充当しました。

(3) 対処すべき課題

世界経済は、今後も不透明な状況が続くと見込まれます。米国政権の政策変更、中東やロシアウクライナ紛争等の地政学リスクをはじめ、関税政策・インフレ・為替変動、中国経済減速等の経済リスク、加えて気候変動リスク等が複合的に絡み合い連鎖する状況です。

当社グループが注力する自動車関連市場では、EV市場の減速や米国の関税政策の影響なども懸念され、先行きも不透明な状況です。

米国の関税政策の業績への影響については、直接的な関税負担の発生や間接的な需要動向への影響、更には貿易摩擦に起因した部材仕入れへの制約などが想定されますが、当社の強みであるグローバルな販売構成、大半の顧客に導入済みの「価格連動制」に準じた丁寧な顧客交渉、製造拠点のスピーディーな移管やロジスティクスの機動的な見直し等により、その影響を極小化すべく努めて参ります。

また、このような状況下ではありますが、車載ビジネスにおいてブランド・プレミアムレベルにフォーカスした販売戦略の推進により、既存顧客に加え新規顧客獲得にも注力し、昨年11月に新たな3か年の中期事業計画に掲げた1台あたりの搭載製品数拡大と収益性向上に向けた取り組みを加速します。

当社では、新たな中期事業計画における財務目標として、売上高1,500億円・営業利益90億円・営業利益率6%・ROE8%を設定しましたが、この目標を達成させるための成長戦略としては、「モビリティ関連ビジネス」と「コンシューマ関連ビジネス」の2つの柱を掲げ、更なる成長の実現に向け取り組みます。

具体的には、主に以下の方針のもと諸施策を実施します。

【基本方針】

新中期事業計画スタートの年

【方策】

1. 新中期事業計画の積極的ビジネス拡大を推進
2. 新製品・新技術への取り組み強化
3. 車載業務品質の徹底
4. 新中期事業計画のコスト構造改革の推進
5. ESG 経営の推進

当社グループは、社員一人ひとりが新しい技術への挑戦、成長への執念、変化への柔軟な対応、地道な改善努力を忘れず、常に前向きな姿勢を保ちつつ、皆で一丸となって業務に取り組んでいきます。そして、社会や市場の中で信頼され、必要とされる企業になるためにESG経営を着実に続けていきます。

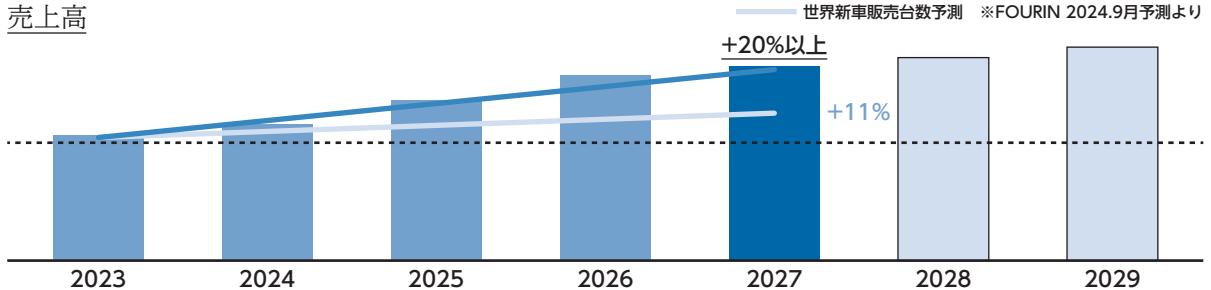
株主の皆様には、今後ともよろしくご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【中期事業計画（2025年度－2027年度）】

<1.成長戦略>

① モビリティ関連ビジネス

売上高



目的

次世代モビリティにおいて、豊かで快適な空間・楽しさ・喜び・安心安全を提供

戦略

長年磨き上げた車載向けスピーカ技術を使って、次世代車室内音響空間 / 次世代HMI / 車内外警告音等で付加価値向上を図り、且つ自動車1台あたりの搭載数を増加させる

戦術

- ・ターゲット顧客に対する車室内音場作りへの付加価値提案活動強化
- ・ブランデッド※1、プレミアムレベルにフォーカスした販売推進による搭載数拡大・収益性向上
- ・OEM、Tier1向けに車室内スピーカ・車室外スピーカ・HMI用アクチュエータを併せて展開
- ・EV化に伴う市場変化に応じた新たな顧客ベースの構築

拡販製品

- ・車載用音響スピーカ
- ・アクチュエータ（車載音響用 / シート用※2 / HMI用）
- ・接近通報・警告用スピーカ（AVASスピーカ / AVASシステム / Horn付AVASシステム / eCallスピーカ）
- ・コックピット用高音質スピーカ
- ・加速度センサー、マイクモジュール、ADP等製品用向け基板モジュール※3

※1 オーディオブランドを有するTier1向け車載スピーカ

※2 車載シートのマッサージ、音響振動等を実現するアクチュエータ

※3 韓国子会社ESTec製品

(2) コンシューマ関連ビジネス)



目的

豊かで快適な空間・楽しさ・喜び・安心安全を軸にモビリティ関連ビジネスに次ぐ柱を構築

戦略

総合的な製品設計力と進化を続ける独自技術でより付加価値の高い完成品ビジネスの拡大と新事業の創出で収益性向上を図る

Beyond2025※4 における3つの柱

ライフスタイル | パーソナルオーディオ

- ・今後の拡販を目指す平面振動板技術 (RP TECHNOLOGY) を活用したドライバも含めたワイヤレスヘッドセット完成品OEM事業への本格参入
- ・ホームオーディオ分野※5 (薄型プレミアムTV用スピーカ / サウンドバー等の複合回路製品) の着実な受注獲得
- ・プロオーディオ分野※6 (プレミアムヘッドホン / モニタースピーカ) でのビジネス拡大

ライフソリューション | 生体センシングヘッドセット

学術機関、企業から試用され始めている生体センシングヘッドセット (Robin) をヘルスケア・リハビリ・介護・生活支援・運転支援関連センシング用途で実用化、事業化

ライフエンハンスメント | アクチュエータ

これまでのアクチュエータに加え、より広帯域振動、高出力化を実現するSmart Vibration Actuatorの市場ポジションを確立し、より深い没入感を提供

※4 新規長期収益基盤確立プロジェクト

※5 韓国子会社ESTec製品

※6 FOSTEX製品

<2.財務目標>

	2024年度 実績	2027年度 中期事業計画目標
売上高	1,376億円	1,500億円
営業利益	67億円	90億円
営業利益率	4.9%	6.0%
ROE	6.6%	8.0%

中期事業計画における中期的に目指す姿

- ・モビリティ関連ビジネスにおける中期事業計画期間の自動車市場の予想成長率（約11% ※）を上回る中期売上高成長率の実現（20%以上の売上増加）※FOURIN 2024.9月予測より
- ・コンシューマ関連ビジネスで、モビリティ関連ビジネスに次ぐ柱の育成

モビリティ関連



成長戦略

コンシューマ関連



成長戦略

コスト構造改革

財務目標

資本政策

非財務課題（ダブルマテリアリティ）

<3.株主還元策>

株主還元 強化策等

- ① 配当性向を40%に引き上げ
 - ② DOE 2%を下限
 - ③ 計画進捗状況等に応じ更なる株主還元強化の検討
- ※ 加えて、株主資本コストを上回るROEを目指す

成長戦略の実現により得られた成果で、上記株主還元を行うことにより、本中期事業計画期間中のPBR 1倍以上を目指す

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	年 度	2021年度 第 88 期	2022年度 第 89 期	2023年度 第 90 期	2024年度 第 91 期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)		91,106	121,338	122,447	137,607
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)		△7,473	2,327	4,305	7,726
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)		△7,017	848	2,304	3,902
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)		△315.53	38.23	103.70	174.98
総 資 産 (百万円)		86,148	92,871	102,747	106,826
純 資 産 (百万円)		51,632	56,515	64,319	68,731
1株当たり純資産 (円)		2,125.72	2,302.49	2,606.90	2,726.13

(注) 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	年 度	2021年度 第 88 期	2022年度 第 89 期	2023年度 第 90 期	2024年度 第 91 期 (当期)
売 上 高 (百万円)		42,817	51,576	55,394	58,133
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)		△1,909	△904	825	1,140
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)		△2,211	△1,016	470	1,064
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)		△99.44	△45.81	21.18	47.72
総 資 産 (百万円)		38,973	42,500	46,802	42,287
純 資 産 (百万円)		18,136	17,003	17,507	18,015
1株当たり純資産 (円)		817.44	766.22	786.82	806.85

(注) 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率(%)	主要な事業内容	所在地
フォスタービジネスサービス株式会社	百万円 10	100.0	物流事業及び派遣事業	東京都 昭島市
フォスター電子株式会社	百万円 10	100.0	スピーカ製品、モバイルオーディオ製品等の販売	東京都 昭島市
フォスター エレクトリック Co.,(ホンコン)Ltd.	千香港ドル 100,000	100.0	スピーカ製品、モバイルオーディオ製品等の販売	中国 (香港)
広州豊達電機有限公司	千人民元 180,000	(間接所有) 100.0	中国国内へのスピーカ製品、モバイルオーディオ製品等の製造・販売	中国
豊達音響(河源)有限公司	千人民元 51,141	(間接所有) 100.0	スピーカ製品の製造	中国
广州富星電声科技股份有限公司	千人民元 7,844	(間接所有) 100.0	スピーカ製品、スピーカ部品等の製造・販売	中国
フォスター エレクトリック(シンガポール)Pte. Ltd.	千米ドル 5,000	100.0	スピーカ製品の販売	シンガポール
PT フォスター エレクトリック インドネシア	千米ドル 9,550	(間接所有) 100.0	清算手続中	インドネシア
フォスター エレクトリック(ティラワ)Co.,Ltd.	千米ドル 7,000	(間接所有) 100.0	スピーカ製品の製造	ミャンマー
フォスター エレクトリック(タイランド)Ltd.	千タイバーツ 10,000	(間接所有) 100.0	スピーカ製品等の販売	タイ
フォスター エレクトリック ペナンSDN. BHD.	千リングット 1	(間接所有) 100.0	調達関連サービスの提供	マレーシア
FSK (タイランド) Co., Ltd.	千タイバーツ 20,000	100.0	スピーカ部品の製造・販売	タイ
フォスター エレクトリック(ベトナム)Co.,Ltd.	千米ドル 29,000	100.0	モバイルオーディオ製品等の製造	ベトナム
フォスター エレクトリック(ダナン)Co., Ltd.	千米ドル 2,446	(間接所有) 100.0	モバイルオーディオ製品の製造	ベトナム

会社名	資本金	当社の出資比率(%)	主要な事業内容	所在地
フォスター エレクトリック(クアンガイ)Co.,Ltd.	千米ドル 9,000	(間接所有) 100.0	スピーカ部品の製造	ベトナム
フォスター エレクトリック(バクニン)Co.,Ltd.	千米ドル 8,000	(間接所有) 100.0	スピーカ製品、モバイルオーディオ製品の製造	ベトナム
フォスター エレクトリック(ユー.エス.エー), Inc.	千米ドル 18,000	100.0	スピーカ製品、モバイルオーディオ製品等の輸入販売	アメリカ
フォスター エレクトリック(ヨーロッパ)GmbH	千ユーロ 4,000	100.0	スピーカ製品、モバイルオーディオ製品等の輸入販売	ドイツ
フォスター エレクトリック(ハンガリー)Kft.	千ユーロ 3,009	(間接所有) 100.0	スピーカ製品、スピーカ部品等の製造・販売	ハンガリー
ESTec コーポレーション	百万ウォン 5,455	64.1	スピーカ製品、モバイルオーディオ製品の販売	韓国
ESTec Electronics (JIAXING)Co.,Ltd.	千米ドル 7,050	(間接所有) 64.1	スピーカ製品の製造・販売	中国
ESTec VINA Co.,Ltd.	千米ドル 9,020	(間接所有) 64.1	スピーカ製品の製造・販売	ベトナム
ESTec Phu Tho Co.,Ltd.	千米ドル 8,000	(間接所有) 64.1	スピーカ製品の製造・販売	ベトナム
ESTec America Corporation	千米ドル 50	(間接所有) 64.1	スピーカ製品の輸入販売	アメリカ
ESTec ジャパン株式会社	百万円 60	(間接所有) 64.1	スピーカ製品の輸入販売	東京都三鷹市

- (注) 1. 当期中において、広州豊達電機有限公司は、増資を行い資本金が180,000千人民元となりました。
2. 当期中において、广州富星電声科技股份有限公司は、当社の出資比率が100.0%となりました。
3. 当期中において、フォスター エレクトリック(クアンガイ)Co.,Ltd.は、増資を行い資本金が9,000千米ドルとなりました。
4. 当期中において、フォスター エレクトリック(ハンガリー)Kft.は、増資を行い資本金が3,009千ユーロとなりました。
5. ESTec Electronics (JIAXING) Co.,Ltd.、ESTec VINA Co.,Ltd.、ESTec Phu Tho Co.,Ltd.、ESTec America Corporation、ESTec ジャパン株式会社の株式はESTec コーポレーションが100%保有しています。
6. 豊達電機(南寧)有限公司、豊達電機台湾股份有限公司は、清算が完了したため重要な子会社から除外いたしました。

(6) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

電子機器、音響機器及びその部品の製造、輸出入並びに販売

(7) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

① 当社の営業所

名 称	所 在 地
本 社	東京都昭島市
大 阪 オ フ ィ ス	大阪府大阪市
静 岡 オ フ ィ ス	静岡県静岡市

② 重要な子会社の主要な営業所及び工場

前記 (5) 重要な子会社の状況をご参照ください。

(8) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人数

使用人数(名)	前期末比増減(名)
15,606	146減

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であります。
2. 上記の使用人数には広州豊達電機有限公司が製造を委託しております広州市番禺区旧水坑豊達電機廠の使用人数1,306名を含んでおります。

② 当社の使用人の状況

使用人数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
440	27増	43.4	14.3

- (注) 使用人数には、臨時雇用者（パートタイマー等）を含みません。
なお、当期中における臨時雇用者の平均雇用人員数は83名であります。

(9) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額(百万円)
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,918
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,497
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	854

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 25,000,000株 (自己株式 2,587,101株を含む)
- (3) 総株主の議決権の数 223,975個
- (4) 株主数 8,784名 (前期末比 692名増)
- (5) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,619	16.15
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,386	10.65
株式会社みずほ銀行	1,016	4.54
株式会社三菱UFJ銀行	945	4.22
M U R A K A M I T A K A T E R U	900	4.02
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	681	3.04
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	538	2.40
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	448	2.00
みずほ信託銀行株式会社	405	1.81
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	391	1.75

- (注) 1. 当社は、自己株式(2,587,101株)を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式84,336株を含んでおりません。

(6) 当事業年度中に会社役員に対する職務執行の対価として交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	22,363株	2名

- (注) 1. 2024年3月31日付で辞任した取締役成川 敦氏、及び2024年6月26日開催の第90期定時株主総会終結の時をもって辞任した取締役呂 三鉄氏の2名に交付しました。
2. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「3. 会社役員に関する事項 (5) 取締役及び監査役の報酬等 ② 取締役及び監査役の報酬等の額等」に記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
岸 和 宏	代表取締役社長CEO	
望 月 昭 人	取締役副社長CFO グローバルコーポレートサポート本部長	
三 浦 広 貴	専務取締役 技術本部長／フェロー	
高 原 泰 秀	常務取締役 営業本部長 兼 アジア統括	
金 井 直 樹	取締役 製造本部長	
松 本 実	取締役 筆頭独立社外取締役	松本実公認会計士事務所所長 税理士法人寺田会計代表社員 artience株式会社社外取締役（監査等委員）
後 藤 康 浩	取締役	亜細亜大学都市創造学部教授 株式会社山陰合同銀行 社外取締役 株式会社安藤・間 顧問
中 条 薫	取締役	株式会社SoW Insight 代表取締役社長 伊藤忠食品株式会社 社外取締役 UBE三菱セメント株式会社 社外取締役
木 本 聡 子	常勤監査役	
田 中 達 人	常勤監査役	田中達人公認会計士事務所所長
大 上 有 衣 子	監査役	JLX PARTNERS法律事務所・外国法共同事業所 株式会社柿安本店 社外取締役 ソースネクスト株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役 松本 実氏、後藤康浩氏及び中条 薫氏は、社外取締役であります。なお、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 監査役 木本聡子氏及び大上有衣子氏は、社外監査役であります。なお、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 社外監査役 木本聡子氏は、長きにわたる税務行政経験を有しており、税務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 田中達人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外監査役 大上有衣子氏は、弁護士資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 2024年6月26日開催の第90期定時株主総会終結の時をもって、呂 三鉄氏は取締役を辞任し、また鈴木 隆氏は監査役を任期満了により退任いたしました。また、同総会において、高原泰秀氏及び金井直樹氏が新たに取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役とは、当社定款の定めに基づき、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役岸 和宏氏、望月昭人氏、三浦広貴氏、高原泰秀氏、金井直樹氏、松本 実氏、後藤康浩氏、中条 薫氏、及び監査役木本聡子氏、田中達人氏、大上有衣子氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社社員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、会社社員がその職務を執行するにあたり、悪意または重過失があった場合には補償の対象としないこととしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の被保険者は、当社の取締役、監査役及び執行役員であります。また、保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、当該決定方針は、あらかじめ報酬諮問委員会にて十分審議されております。なお、取締役の個人別の報酬内容に関しまして、取締役会は、独立社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会が当該決定方針に基づいて十分な審議のもと決定し、報酬総額を取締役会に上程していることを確認しております。

従って取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容及び決定方法が、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

■基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、単年度業績連動報酬（以下、「STI」と称する）及び中長期業績連動報酬（以下、「LTI」と称する）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみを支払うものとする。

■基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

基本報酬は、毎月一定額を固定的に支給する現金報酬とし、報酬内規に役位ごとの金額を定めるものとする。報酬内規に定めた基本報酬は、定期的にベンチマーク調査を実施し、業種や企業規模等も勘案し、役位別に報酬水準の妥当性を検証し決定するものとする。

■業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

＜単年度業績連動報酬（STI）＞

STIは、単年度の業績達成度に応じて支給額が変動する現金報酬とし、下記決定方法に基づき決定された各取締役のSTIの合計金額を年額として、毎月案分して支給するものとする。業績に対する責任を明確にするため、連結営業利益を基本的な指標とする。STIの金額の決定方法については、まず、当社連結営業利益にあらかじめ定めた役員区分別の利益分配率を乗じ、全社業績貢献分としてのSTI基準額を算出する。その上で、営業部門を管掌する取締役については、当該営業部門の業績を加味する。さらに、代表取締役を除く、全社内取締役につき、非財務的な貢献度やコンプライアンスへの取り組みなどの個人別定性評価を実施し、STIを加減算することで最終的なSTIの金額を算出するものとする。なお、個人別の定性評価に基づく加減算の比率は、CEOが各社内取締役より提出された自己評価票をレビューした上で各社内取締役の加減算率案を報酬諮問委員会に提案し、同委員会において決定するものとする。

＜中長期業績連動報酬（LTI）＞

LTIは、中期事業計画の達成度に応じて交付株式数が増減する信託型の株式報酬とする。株式報酬とすることで、株主と価値共有を図ることができ、また、中期事業計画の達成度と報酬を連動させることにより、中長期的な企業価値向上を目指すインセンティブとして機能することを目指す。

LTIによる交付株式数の決定方法については、毎年、役位に応じた基準ポイントを各取締役に付与し、中期事業計画終了時に、その累計ポイントに対し、業績評価に基づく交付率を乗じ、交付株式数を決定することとする。

交付率の算出に当たっては、中期事業計画期間における当社の連結営業利益率を基本的な評価指標とする。その上で、営業部門を管掌する取締役については、当該営業部門の業績も加味することとする。

なお、基本的な評価指標を中期事業計画の期間における連結営業利益率に設定した理由は、当社は、特に連結営業利益率の引き上げを重要課題と認識し目標営業利益率を対外公表しているためである。

株式交付率については、さらに、電子部品業界における順位も加味することとし、当社の中期事業計画期間における連結営業利益率が電子部品業界における順位の中央位を下回る場合には、交付率を5%減算することとする。加えて、売上高の成長率に応じて株式交付を加算することとする。

なお、中長期業績連動報酬に係る株式の実際の交付は、退任時に一括して実施することとする。

■金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、報酬諮問委員会において種類別の報酬割合及び取締役の個人の報酬割合の検討を行う。取締役会は報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された報酬等の内容を決定することとする。

■取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の公正かつ透明性ある報酬の決定や処遇等を図るべく、取締役の報酬体系・基準・方針及び個人別の報酬内容については、取締役会より委任を受けた報酬諮問委員会が、株主総会決議による報酬限度額及び報酬内規で定める範囲内で決定することとする。

報酬諮問委員会を構成する各委員は、代表取締役社長、取締役副社長及び社外取締役等より定め、その員数は、7名以内とする。

なお、同委員会の権限が適切に行使されるようにするための措置として、同委員会の委員長は独立社外取締役より選任され、副委員長は委員長が任命する。加えて同委員会が適切に運営されていることを担保するため常勤監査役がオブザーバーとして出席することとする。

■社外取締役の報酬

監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみを支払うものとする。当該基本報酬は、報酬諮問委員会が各社外取締役の年額を決定し、毎月案分して支払うものとする。

② 取締役及び監査役の報酬等の額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			員 数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等 (業績連動)	
取 締 役 (うち社外取締役)	315 (23)	190 (23)	32 (-)	93 (-)	10名 (3名)
監 査 役 (うち社外監査役)	48 (29)	48 (29)	- (-)	- (-)	4名 (3名)
合 計 (うち社外役員)	363 (52)	238 (52)	32 (-)	93 (-)	14名 (6名)

- (注) 1. 上記報酬及び員数には、2024年3月31日付で辞任いたしました取締役 成川 敦氏、2024年6月26日開催の第90期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました取締役 呂 三鉄氏及び2024年6月26日開催の第90期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました監査役 鈴木 隆氏への報酬分を含みます。
2. 当事業年度に係る業績連動報酬等に関する業績指標は、連結営業利益です。その選定理由は、連結営業利益の引き上げを重要課題と認識しているためであります。なお、当事業年度に係る業績連動報酬等の算出の基礎とする前期の連結営業利益は4,412百万円であります。また、業績連動報酬等の額の算定方法につきましては、上記「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」の「《単年度業績連動報酬 (STI) 》」に記載のとおりであります。
3. 当社の非金銭報酬等 (業績連動報酬) は、中期事業計画の達成度に応じて交付株式数が変動する信託型の株式報酬であります。また、当該報酬等に関する業績指標は、中期事業計画における連結営業利益率であり、その目標値は4.2%としております。当該非金銭報酬等 (業績連動報酬) の内容に関する事項、業績指標の選定理由及び報酬等の数の算定方法につきましては、上記「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」の「《中長期業績連動報酬 (LTI) 》」に記載のとおりであります。なお、当事業年度中における株式の交付状況は「2. (6) 当事業年度中に会社役員に対する職務執行の対価として交付した株式の状況」に記載しております。上記記載の額は、社外取締役を除く取締役7名への業績連動型株式報酬として費用計上した金額であります。
4. 当社の取締役及び監査役の報酬限度額は、2006年6月22日開催の第72期定時株主総会において取締役が年額

300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、監査役が年額60百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名、監査役の員数は3名であります。

5. 上記の報酬限度額とは別枠で2017年6月22日開催の第83期定時株主総会の決議において、社外取締役を除く取締役（及び執行役員）に対して株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しており、当該信託による当社株式の取得の原資として、対象期間（3事業年度）ごとに220百万円（うち、取締役分175百万円）を上限とした資金を拠出し、また、1事業年度当りに付与されるポイント数の合計は、37,000ポイント（うち、取締役分29,000ポイント）を上限とする旨、決議いただいております（1ポイント当たり当社普通株式1株に換算）。なお、当社は、2025年6月25日開催予定の第91期定時株主総会において、第5号議案「取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の一部改定の件」を付議する予定です。当該議案を原案どおりご承認いただきますと、社外取締役を除く取締役（及び執行役員）に対して1事業年度当りに付与されるポイント数の合計は、94,000ポイント（うち、取締役分88,000ポイント）となり、かかる1事業年度当りの付与ポイント数の合計の上限の範囲内におけるポイント付与は、2025年3月末日で終了する事業年度（第91期）から実施することとなります。上記「非金銭報酬等（業績連動）」については、当該議案を原案どおりご承認いただくことを前提に記載しております。また当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は5名であります。
6. 当社は、取締役の公正かつ透明性ある報酬の決定や処遇等を図るべく、報酬諮問委員会を設置し、同委員会に対し、取締役の個人別の報酬等の内容について、上記株主総会決議による報酬限度額及び報酬内規で定める範囲内で決定することを委任しております。また、同委員会の権限が適切に行使されるようにするための措置として、同委員会の委員長を独立社外取締役より選任し、副委員長は委員長が任命しております。また、同委員会が適切に運営されているかを担保するため常勤社外監査役がオブザーバーとして出席しております。当事業年度における委員会の構成員は、次のとおりです。

〈構成員及び取締役の地位及び担当〉

委員長：松本実（社外取締役）
 副委員長：後藤康浩（社外取締役）
 委員：岸和宏（代表取締役社長CEO）
 委員：望月昭人（取締役副社長CFO グローバルコーポレートサポート本部長）
 委員：中条薫（社外取締役）
 オブザーバー：木本聡子（常勤社外監査役）

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況
取締役	松本実	松本実公認会計士事務所所長 税理士法人寺田会計代表社員 artience株式会社 社外取締役（監査等委員）
取締役	後藤康浩	亜細亜大学都市創造学部教授 株式会社山陰合同銀行 社外取締役 株式会社安藤・間 顧問
取締役	中条薫	株式会社SoW Insight 代表取締役社長 伊藤忠食品株式会社 社外取締役 UBE三菱セメント株式会社 社外取締役
監査役	大上有衣子	JLX PARTNERS法律事務所・外国法共同事業所属 株式会社柿安本店 社外取締役 ソースネクスト株式会社 社外取締役

(注) 各社外役員の重要な兼職先である法人等と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	松本 実	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、公認会計士としての豊富な経験から培われた専門的見地から、取締役会決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、社外取締役に期待する役割に関しましても、その専門的知見を活かし、当社の業務執行の監督・提言を行っております。さらに指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員長として、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に主導的に関与しております。
取締役	後藤康浩	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、経済学者として主にアジア経済に関する専門的な見地から取締役会決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、社外取締役に期待する役割に関しましても、それらの専門的知見を活かし、当社の業務執行の監督・提言を行っております。さらに指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に積極的に関与しております。
取締役	中条 薫	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、経営者やAI、ダイバーシティに関する専門的見地から取締役会決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、社外取締役に期待する役割に関しましても、それらの専門的知見を活かし、当社の業務執行の監督・提言を行っております。さらに指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に積極的に関与しております。
監査役	木本聡子	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会8回のうち8回に出席し、主に税務行政を通じて培われた知識や経験に基づき発言を行っております。
監査役	大上有衣子	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会8回のうち8回に出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地から発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人としての報酬等

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	54	—	65	—
連結子会社	—	—	—	—
計	54	—	65	—

② 会計監査人と同一のネットワークに対する報酬 (①を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	—	—	—	—
連結子会社	87	1	85	1
計	87	1	85	1

(注) 1.三優監査法人と同一のネットワーク(BDO International)に対する報酬の内容を記載しております。

(前連結会計年度)

連結子会社における非監査業務の内容は、税務関連業務です。

(当連結会計年度)

連結子会社における非監査業務の内容は、税務関連業務です。

2.当社と会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等にはこれらの合計額を記載しております。

3.当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表した「会計監査人との連携に関する実務指針」に基づき策定した監査役監査基準を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適正性等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	83,045	流 動 負 債	33,886
現金及び預金	20,388	支払手形及び買掛金	18,998
受取手形及び売掛金	29,972	短期借入金	4,902
電子記録債権	727	1年内返済予定の長期借入金	600
有価証券	1,115	未払金	2,518
製品	17,210	リース債務	485
原材料	7,275	未払法人税等	1,270
仕掛品	1,304	未払費用	3,144
貯蔵品	322	賞与引当金	609
未収入金	2,232	その他の他	1,357
前渡金	833	固 定 負 債	4,207
その他の	1,722	長期借入金	1,650
貸倒引当金	△59	繰延税金負債	775
固 定 資 産	23,780	リース債務	933
有 形 固 定 資 産	19,394	退職給付に係る負債	122
建物及び構築物	7,327	役員退職慰労引当金	12
機械装置及び運搬具	5,578	株式給付引当金	144
工具器具及び備品	1,884	その他の他	568
土地	3,384	負 債 合 計	38,094
建設仮勘定	1,219	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	469	株 主 資 本	49,251
ソフトウェア	328	資本金	6,770
その他の他	140	資本剰余金	6,935
投 資 そ の 他 の 資 産	3,916	利益剰余金	39,483
投資有価証券	2,328	自己株式	△3,937
長期前払費用	68	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	11,619
退職給付に係る資産	1,102	その他有価証券評価差額金	925
繰延税金資産	228	為替換算調整勘定	10,949
その他の他	187	退職給付に係る調整累計額	△255
資 産 合 計	106,826	非 支 配 株 主 持 分	7,861
		純 資 産 合 計	68,731
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	106,826

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		137,607
売 上 原 価		113,484
売 上 総 利 益		24,123
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		17,326
営 業 利 益		6,796
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	298	
受 取 配 当 金	88	
為 替 差 益	1,173	
雑 収 入	352	1,912
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	638	
雑 損 失	343	981
経 常 利 益		7,726
特 別 損 失		
減 損 損 失	49	49
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		7,677
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,065	
過 年 度 法 人 税 等	△204	
法 人 税 等 調 整 額	5	1,866
当 期 純 利 益		5,810
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		1,908
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		3,902

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	23,090	流 動 負 債	20,963
現金及び預金	1,502	買掛金	12,622
受取手形	1	短期借入金	6,231
電子記録債権	510	1年内返済予定の長期借入金	600
売掛金	15,853	未払金	534
製品	3,321	未払法人税等	68
原材料及び貯蔵品	118	未払費用	182
前渡金	7	賞与引当金	555
前払費用	28	その他	167
短期貸付金	1,450	固 定 負 債	3,308
未収入金	293	長期借入金	1,650
その他	2	株式給付引当金	144
固 定 資 産	19,197	繰延税金負債	626
有 形 固 定 資 産	3,487	債務保証損失引当金	872
建築物	1,431	その他	14
機械	58	負 債 合 計	24,271
車両運搬具	0	(純 資 産 の 部)	
工具器具及び備品	121	株 主 資 本	17,090
土地	1,853	資本金	6,770
建設仮勘定	20	資本剰余金	6,896
無 形 固 定 資 産	169	資本準備金	6,896
ソフトウェア	160	利益剰余金	7,360
その他	9	利益準備金	373
投 資 そ の 他 の 資 産	15,540	その他利益剰余金	6,986
投資有価証券	2,179	別途積立金	4,700
関係会社株式	11,571	繰越利益剰余金	2,286
長期貸付金	3,372	自己株式	△3,937
前払年金費用	702	評 価 ・ 換 算 差 額 等	925
その他	13	その他有価証券評価差額金	925
貸倒引当金	△2,297	純 資 産 合 計	18,015
資 産 合 計	42,287	負 債 及 び 純 資 産 合 計	42,287

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		58,133
売 上 原 価		55,266
売 上 総 利 益		2,867
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,513
営 業 損 失		△1,645
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,301	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	40	
雑 収 入	37	3,378
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	433	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	74	
為 替 差 損	26	
雑 損 失	58	592
経 常 利 益		1,140
税 引 前 当 期 純 利 益		1,140
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	82	
法 人 税 等 調 整 額	△6	75
当 期 純 利 益		1,064

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

フォスター電機株式会社
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 増田 涼 恵
業務執行社員

指定社員 公認会計士 工藤 博 靖
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フォスター電機株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フォスター電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

フォスター電機株式会社
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 増 田 涼 恵
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 工 藤 博 靖
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フォスター電機株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第91期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、また、子会社に赴きその業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

フォスター電機株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）木 本 聡 子

常勤監査役 田 中 達 人

社外監査役 大 上 有衣子

以 上

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで	証券会社に口座をお持ちの場合	特別口座の場合
株主総会	6月	郵便物送付先	〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行証券代行部
基準日	定時株主総会 3月31日 期末配当金 3月31日 中間配当金 9月30日	電話お問い合わせ先	株式をお預けの証券会社にお問い合わせください みずほ信託銀行証券代行部 ☎0120-288-324 (土・日・祝日を除く) 9:00~17:00
単元株式数	100株	未払配当金の支払請求	みずほ信託銀行及びみずほ銀行
株主名簿管理人 事務取扱場所	みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号		

株式が「特別口座」に眠っていませんか？

1. 「特別口座」について

2009年1月に法令により株券の電子化が実施されましたが、その際、証券会社の口座に預けられていなかった当社株式については、現在、みずほ信託銀行にある「特別口座」で管理されています。

制度上、「特別口座」に管理されているままでは、証券市場で株式を売買することができない等の制約がございます。

ご所有の株式が「特別口座」で管理されている株主様におかれましては、証券口座への振替をお願いいたします。

お心当たりございませんか？

- お手元に株券がある
(証券会社に株式を預けていない)
- 配当金のご連絡通知に記載されている株式数と、証券会社に預けている株式数が一致しない

お心当たり
ございましたら

株式が
「特別口座」で
管理されている
可能性が
ございます

◆ご所有の株式が「特別口座」で管理されているかご不明な株主様は、みずほ信託銀行証券代行部 (☎ 0120-288-324) までお問い合わせください。

2. 「特別口座」にある株式の証券口座への振替方法

証券会社に口座を開設する。

すでに証券会社に株式の取扱いができる口座をお持ちであれば、新たに開設していただく必要はありません。

みずほ信託銀行に振替用の請求用紙 「口座振替申請書」を請求する。

請求用紙に必要事項を記入・押印して みずほ信託銀行に送付する。

これで手続きは完了です。

証券会社の口座に株式が振替われます。

単元未満株式の買取請求のご案内

当社の単元株式数は100株となっておりますので、単元未満株式(1~99株)については、証券市場で売買することができませんが、当社に対して買取請求を行なうことができます。

●買取制度の例 (60株ご所有の場合)

現在ご所有の単元未満株式

60株
(単元未満株式)

買取請求制度

当社株式60株を市場価格で当社へ売却し、代金を受領する。

60株
(単元未満株式)

¥

¥

¥

第91期定時株主総会会場ご案内図

開催日時

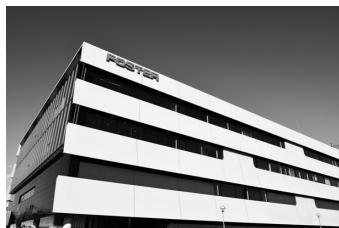
2025年6月25日(水曜日)

午前10時開会

(受付開始予定：午前9時)

会場

東京都昭島市つつじが丘一丁目1番109号
フォスター電機株式会社 1階大ホール
TEL：042-546-2311



交通のご案内

- JR青梅線 昭島駅北口より徒歩約12分
- ※お車でのご来場はご遠慮ください。



- 議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 本招集ご通知をご持参ください。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。